

契約書 No.

自動車買取契約書約款

第1条（契約の目的） 本契約は、本契約書に記載又は記録（以下「記載等」といいます。）されたお客様（以下「売主」といいます。）が、本契約書に記載等された買主（以下「買主」といいます。）に対して、本契約書に記載等された売却車両（以下「契約車両」といいます。）を本契約書に記載等された売買契約金額でご売却いただく際の 売主及び買主間の権利義務を定めることを目的とします。

第2条（契約の成立時期等） 本契約は、売主が契約車両を買主にご売却いただくことに同意し、本契約書の内容を確認のうえ、売主が買主の指定する電子端末機器上の契約書署名欄に署名することにより成立します。

2. 買主は、本契約成立後直ちに、売主が電子端末機器上で行った署名が含まれる本契約書の電子ファイル（以下「契約書ファイル」といいます。）を添付した電子メールを売主が電子端末機器に入力した電子メールアドレスに宛てて送信し、又は本契約書を印字したもの（以下「契約書面」といいます。）を交付します。売主は、契約書ファイル又は契約書面を受領後直ちに内容を確認し、成立した契約内容と相違ないことを確認するものとします。

第3条（契約車両の引渡し）

売主は、買主又は買主の指定する第三者に対して、売主及び買主が合意した車両引渡期限までに売主及び買主が合意した場所（但し、買主の営業所又は売主の住所若しくは居所に限ります。）にて契約車両を引渡し、買主は、これを受け、車両受領証を売主に対し発行致します。但し、買主は、移転登録書類等（次条第1項において定義します。）の引渡し及び契約車両に関して債務（ローン残債、自動車税（種別割）未納金、放置違反金等）があるときの当該債務の完済がなされる時まで、契約車両の引渡しを受けないことがあります。

2. 契約車両の運搬費用等は引渡しの時をもって区分し、契約車両の引渡しまでに要する費用は、売主のご負担とし、引渡し後に要する費用は買主の負担とします。

第4条（移転登録書類等の引渡し等） 売主は、次の各号に掲げる契約車両の名義変更等に必要書類のうち、買主が指定する書類（以下「移転登録書類等」といいます。）を自己の費用と責任において完備し、本契約書に記載等された「書類引渡期限」までに買主に引き渡すものとします。

- （1）契約車両所有者の印鑑証明書、住民票（所有者が法人のときには当該法人の商業・法人登記簿謄本）、戸籍の附票、委任状、譲渡証明書、有効期間内の自動車税（種別割）納税証明書、その他契約車両の名義変更手続に必要な書類
- （2）自動車検査証
- （3）自動車損害賠償責任保険の証書
- （4）契約車両について使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき同法所定の料金が預託されているときにはリサイクル券
- （5）自動車税（種別割）の還付に関する委任状、譲渡通知書、譲渡確認書
- （6）自動車損害賠償責任保険料等の還付等に関する委任状
- （7）前各号の他、買主が売主に対し、作成又は交付を依頼した契約車両の所有権移転手続き等に必要な書類

2. 移転登録書類等のうち、印鑑証明書、住民票、商業・法人登記簿謄本、戸籍の附票等、買主が特定した有効期限がある書類については、売主から買主への第3条に基づく契約車両の引渡し及び本条に基づく移転登録書類等の引渡しがいずれも全て完了したときから2ヶ月以上の有効期限があるものとします。

3. 契約車両の名義変更については、買主が一切の責任を負うものとし、売主は、買主又は買主の指定する行政書士等の代理人に対し、契約車両の移転登録手続等に要する書類の作成・交付の代理権又は代行権限を予め付与します。

4. 前項の規定にかかわらず、第1項に定める移転登録書類等の引渡しの後、移転登録書類等が失効、紛失、毀損等したときには、売主は買主からの移転登録書類等の再引渡し請求に協力し、買主は、売主が当該協力のために現実に出した合理的な範囲の費用を負担します。

第5条（前払金） 買主は本契約書に記載等された売買金額のうち、20万円を上限とした売買契約金額を前払金として支払うこととします。なお、前払金は契約金額に充当し、以下のいずれかに該当する場合は、前払金の支払いの対象外となります。

- （1）売買契約金額が5万円以下の場合
- （2）売主が前払金を望まない場合
- （3）契約車両の残債が契約金額を上回っていると推測される場合

第6条（支払い条件等）

買主は、本契約書に記載等された売買契約金額のうち、20万円を上限とした売買契約金額を前払金として契約日から銀行3営業日後に本契約書に記載等された金融機関口座へ振込むものとします。なお、契約内容によっては本前払金の対象外となる場合があることを売主は承諾します。また買主は、本契約書の記載等のとおり売主から買主への第3条に基づく契約車両の引渡し及び第4条に基づく移転登録書類等の引渡しがいずれも完了した後、売買契約金額より、次の各号に定める支払いまでに買主に判明した売主が負担すべき債務（以下「未納金等」といいます。）を差し引いた金額（以下「支払代金」といいます。）を売主に対して金融機関営業日3日以内に本契約書に記載等された方法により支払うものとします。但し、支払い後に新たに未納金等が判明した場合における、買主の売主に対する損害賠償その他の請求（第9条第2項、第9条第4項に基づく請求を含みます。）を妨げるものではありません。

- （1）契約車両にかかるローン残債総額
- （2）その他前号に定めるものの他、支払いまでに買主に判明した売主が負担すべき契約車両にかかる債務

2. 買主は、売主の本契約違反により生じた費用、損害額以外について前項の支払代金債務と相殺してはならないものとします。

3. 売主は、買主が第1項の支払期限までに支払代金を支払わない場合、本契約を解除することができます。この場合、買主は契約車両について契約車両の引渡し時の原状に復する義務を負うものとします。

第7条（契約車両の種類又は品質等に関する申告義務）

売主は契約車両につき、本契約締結時の自己に判明している範囲でその使用状況その他の契約車両の種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合には、その内容及び程度等を誠実に買主に対し申告しなければならないものとします。

2. 売主及び買主は、本契約書の所要事項を正確かつ確実に入力、申告を行なうものとし、入力漏れ、誤入力、虚偽の入力等のないように留意するものとし、入力漏れ等を発見したときは、直ちに相手方に報告し、訂正しなければなりません。

第8条（担保権等の処理）

契約車両に関して債務があるときには、売主は、直ちに当該債務を完済しなければならないものとします。

2. 契約車両につき、譲渡担保権等の担保権の設定又は差押え等（以下「担保権等」といいます。）の事実が判明したときには、売主は、買主が当該事実を知った日から10日以内に担保権等を消滅させる処理を行なうものとします。

3. 前項の処理に要する費用は、売主の負担とします。

第9条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、買主は売主に協議を求めるものとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らなかった場合又は協議が不能なときは、買主は売主に催告し（第5号の場合、催告は不要）本契約を解除することができます。

- （1）売主が、第3条の定めに従い車両引渡期限までに契約車両を引渡さないとき
- （2）売主が、第4条の定めに従い書類引渡期限までに移転登録書類等を引渡さないとき
- （3）売主が、買主に対し、金銭債務をご負担している場合（買主が売主に代わり契約車両にかかる未納金等を支払った場合等）で当該債務の弁済をしないとき
- （4）前条第2項の担保権等を消滅させる処理がなされないとき
- （5）本契約締結日から第3条の契約車両の引渡しまでの間に契約車両に買主の責めに帰さない破損等の変化が生じたとき

2. 第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に買主に損害が生じたときには、買主は、第1項の解除と同時又は解除をすることなく、かかる損害（実際に発生した損害に限ります。逸失利益は含まれません。）の賠償を請求することができるものとします。但し、第1項の解除をすることなく損害の賠償を請求する場合、買主は契約車両をオートオークションで売却し、契約車両の資産価値を確定したうえで、損害額を算定し損害の賠償を請求しなければなりません。

3. 第1項の解除権及び第2項の損害賠償請求権の行使期間は、買主が、第1項各号に掲げる事由に該当することを知った時から3ヵ月間とします。

4. 売主が次の各号のいずれかに該当した場合には、買主は何時でも売主に対し事前に通知又は催告を行なうことなく、直ちに本契約を解除することができ、買主に損害が生じたときは、解除と同時に又は解除をすることなく、買主は売主に対し、かかる損害（逸失利益を含む。）の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 監督官庁から事業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (3) 事業の廃止又は休止をしたとき
- (4) 資本減少、合併又は会社分割の決議をしたとき
- (5) 自己の財産につき、第三者より仮差押、仮処分、強制執行等の債権保全行為を受け契約の履行が困難と認められるとき
- (6) 破産、特別清算、民事再生、会社更生手続、その他これらに類する諸手続等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき
- (7) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき又は金融機関から取引停止処分を受けたとき
- (8) 振り出した手形又は小切手が、不渡りとなったとき
- (9) 買主への著しい背信行為や社会的信用を損なう行為を実行し又は計画したとき
- (10) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、その他これらに準ずるものをいいます。）に該当することが判明したとき

5. 売主は第3条に定める契約車両の引渡しを行った日から7日間は、買主に通知することにより何等の負担なく本契約を解除することができるものとします。

6. 解除事由のいかんを問わず、売主又は買主により本契約が解除された場合、買主は売主に対し、解除日から7日以内に、買主が既に前払金を含む支払代金を支払っているときは支払代金の返還及び損害賠償（但し、第5項の解除の場合、損害賠償は発生しません。以下本条において同様です。）の支払いを求めることができるものとします。

7. 本契約の解除時において買主が契約車両を受領している場合、買主は、売主からの支払代金の返還及び損害賠償の支払いが完了するまで契約車両を留置できるものとします。なお、売主からの支払代金の返還及び損害賠償の支払いがなされたときは、買主は売主に対し、当該返還日から7日以内に、買主の指定する日時に売主が契約車両を引き渡した場所において契約車両を引き取ることを請求することができるものとします。

8. 解除事由のいかんを問わず、売主又は買主により本契約が解除されたにもかかわらず前項の期限内に売主が支払代金の返還及び損害賠償の支払いをされないとき、又は、売主が正当事由なく契約車両をお引き取りにならないときは、買主は、契約車両を任意に処分し、契約車両を任意に処分した代金を支払代金及び損害に充当することができ、残余がある場合は、売主に交付します。

第10条（契約車両内残置物の処置等）

売主は、第3条の契約車両引渡しの際、原則として、契約車両に残置物なく、引渡すものとします。万一、引渡後の契約車両に残置物がある場合、買主は、売主が残置物について、所有権及び占有権を放棄したものとみなし、残置物を任意に処分することができます。

2. 売主は、カーナビゲーション等の情報記録機能を有する機器（以下「情報機器」といいます。）を装備した状態のまま契約車両を買主に対して引渡す場合、売主の責任において情報機器の初期化等を行なうものとします。

3. 売主が、車両内に残置物を残置されたこと及び情報機器の情報消去を怠ったことにより当該残置物及び当該情報機器に記録された情報が第三者に提供され、売主に損害が発生した場合であっても、買主は責任を負いません。

4. 前各項の定めは本契約が無効、取消し、又は解除された場合であっても有効とします。

第11条（経営主体） 買主は株式会社T.Tカーズとフランチャイズ契約を締結してT.Tカーズ本部の保有する商標を使用している加盟店であり、買主とT.Tカーズ本部は、別個独立の経営主体であって、いかなる場合があっても本件売買契約に基づく責任がT.Tカーズ本部に及ぶことなく、売主とT.Tカーズ本部との間に一切の債権債務関係が生じないことを売主は確認します。

第12条（個人情報利用の同意） 売主及び使用者名義人は、買主が下記の目的で、売主及び使用者名義人の住所、氏名など契約書に記載等された内容、及び契約車両の自動車検査証記載の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を利用することに同意します。

(1) 自動車、保険、ローン、その他買主において取扱う商品、サービスなどについて、電子メールの送信などの方法により、売主に案内すること

(2) 新しい商品開発や、お客様満足度調査などのため、売主にアンケートや調査を各種方法により実施すること

2. 売主及び使用者名義人は、下記の通り、買主が契約書に記載等された個人情報を第三者に提供または第三者から取得すること及び買主が提供した情報を当該第三者が利用することに同意します。

(1) 買主が契約車両を買取るにあたって、名義変更または、使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）遵守のために買主が提携している中古車取扱事業者、または法令で許可を受けた解体業者に、契約車両に関する登録関係書類（自動車検査証、譲渡証明書、委任状、印鑑証明書、自賠責保険証明書など）を提供あるいは開示すること

(2) 支払代金振込みのため、売主の氏名、指定口座情報を金融機関へ通知すること (3) 本契約成立に際して特典が付与される場合に、その付与のため、売主の氏名、会員番号等を記載した所定書類を特典プログラム実施企業が指定する方法で同企業へ送付すること

(4) 契約車両の自動車検査証の有効期限が満了していない場合、買主による契約車両の転売に伴って、自賠責保険証明書に関わる売主または使用者名義人の住所・氏名などの個人情報を、自動車オークション会場、また転売先に提供すること

(5) 契約車両が所有権留保されている場合、当該所有者に対する残債を所定の手続きにより契約金融機関等に照会すること (6) 法令に基づき開示、提供を求められた場合に、これに応じて開示、提供すること

(7) 提携先が、以下の利用目的で個人情報を利用するために、以下の提携先に対して提供すること。提携先と利用目的日本オートオークション協議会 車輛の実走距離数を登録し、当該車輛の過去の走行履歴を確認すること

3. 買主は契約車両を買取るにあたり、以下の各号に該当する場合は、売主に以下の個人情報の開示を求めることができるものとします。

(1) オートローン等の残債がある場合、その残債等の額

(2) 自動車税（種別割）未納分の可能性がある場合には、その納付状況や未納額

第13条（管轄裁判所）

本契約に関し売主及び買主間で紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは訴額に応じ、売主の住所地の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは、売主の住所地の簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（規定外事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、関係法令を斟酌して、その都度、売主及び買主は誠意をもって協議し、解決するものとします。